

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

- 第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。
- 2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。
- 3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時において、協会の職員として採用される。
- 4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に對してなされた行為とする。

職員の採用に関する省令で定める事項（案）

1. 労働条件の内容となるべき事項

労働条件の内容となるべき事項は、以下の事項とする。ただし、⑦から⑯までの事項については、設立委員がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金（退職手当及び⑧に規定する賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ⑤ 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- ⑦ 退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- ⑧ 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び臨時に支払われる賃金、1ヶ月を超える期間に対して支給される精勤手当、勤続手当、奨励手当又は能率手当並びに最低賃金額に関する事項
- ⑨ 職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩ 安全及び衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰及び制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

2. 労働条件・採用の基準の提示の方法等

- (1) 職員の労働条件及び職員の採用の基準の提示は、労働条件、採用の基準を記載した書面を社会保険庁の各事務室の見やすい場所に常時掲示し、若しくは備え付け、又は社会保険庁の職員に交付することにより行うものとする。
- (2) 職員の採用される意思の確認は、書面により行うものとする。
- (3) 協会の職員となるべき者の名簿の記載事項は以下の事項とする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属
 - ④ 役職
- (4) 社会保険庁長官は、設立委員が必要と認める書類及び名簿に記載された職員の選定に際し判断の基礎とした資料を名簿に添付するものとする。